

令和 3 年

上尾市議会 9 月定例会議案

(追 加)

議 案 名

議案第 98 号	令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 7 号）……………	別冊
議案第 99 号	控訴の提起について……………	1

議案第 99 号

控訴の提起について

さいたま地方裁判所令和 2 年（ワ）第 2435 号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり東京高等裁判所に控訴を提起することについて、議決を求める。

令和 3 年 9 月 22 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

1 第 1 審事件名

さいたま地方裁判所令和 2 年（ワ）第 2435 号損害賠償請求事件

2 第 1 審の当事者

(1) 控訴人となるべき者（第 1 審被告）

上尾市本町三丁目 1 番 1 号

上尾市

(2) 被控訴人となるべき者（第 1 審原告）

上尾市藤波三丁目 319 番地 1

栄電業株式会社

3 控訴の趣旨

(1) 原判決中控訴人となるべき者の敗訴部分を取り消す。

(2) 被控訴人となるべき者の請求を棄却する。

4 第 1 審事件の概要

原告が被告に対し、平成 29 年 9 月 20 日に成立した（仮）新図書館複合施設建設工事（電力設備工事）に係る工事請負契約を被告が解除したことによって生じた損害賠償金として、6,946 万 6,702 円及びこれに対する平成 30 年 7 月 10 日から支払済みまで年 5% の割合による金員の支払を求めたもの

5 第 1 審判決の内容

(1) 被告は、原告に対し、6,923 万 2,024 円及びこれに対する令和 2 年 11 月 10 日から支払済みまで年 3% の割合による金員を支払え。

(2) 原告のその余の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は被告の負担とする。

6 控訴をする理由

さいたま地方裁判所より標記事件についての第1審判決があったが、容認できる内容ではないと判断し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第281条第1項の規定に基づき、東京高等裁判所に控訴を提起する。

提案理由

さいたま地方裁判所令和2年（ワ）第2435号損害賠償請求事件に関し、控訴の提起をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出する。

